

大田区不登校対策アクションプランについて（概要）

大田区の現状

- 小学校では、国や都の出現率より下回るものの、平成29年度以降は国や都と同様に増加傾向にある。
- 中学校では、国や都の出現率より高い傾向にあり、平成28年度以降は国や都と同様に増加傾向にある
- 一度不登校の状態に陥ると学校復帰に結び付きにくい状況となる。

基本的な考え方

- 不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応
- 国や東京都の方針を踏まえる
- 不登校を児童・生徒の問題行動として捉えない
- どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉える
- 児童・生徒の社会的自立を促す
- 関係機関と連携協力を図りながら、組織的・計画的な取組を実施

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

（平成28年12月）

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」（平成29年 文部科学大臣決定）

「児童・生徒を支援するためのガイドブック」（平成30年12月 東京都教育委員会）

大田区不登校対策アクションプラン（概要）

基本方針策定の意義

全ての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を構築し、豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を伸長する目的のもと、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応等の総合的な対策を効果的に推進する。

不登校の定義

「不登校児童生徒」とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況であると認められるものをいう。

基本的な考え方

- 1 不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えること。
- 2 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立のリスクも存在するため、未然防止や早期支援が重要であること。
- 3 学校や教育委員会は児童・生徒や家庭へ働きかけ、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援を図り、未然防止から長期化への対応までの組織的・計画的な取組を行うこと。
- 4 保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりで取り組む。保護者は、その保護する児童・生徒が不登校及び不登校傾向になった際には、家庭での話し合い等や学校をはじめとする関係機関との相談・連携を通して、児童・生徒の社会的自立を促す。また、地域住民及び関係機関は、不登校の情報を得た場合には、学校や保護者の相談により協働的な取組に協力する。

学校の取組

- 1 不登校対策を推進する担当の指名
- 2 「登校支援員」「養護教諭補助」の活用
- 3 「不登校対策委員会」の実施
- 4 不登校対策に関する年間計画の作成
- 5 各種調査の活用
- 6 「個別適応計画書」の作成
- 7 関係機関との連携
- 8 日常的な居場所から教室復帰へ
- 9 不登校児童生徒の出席の取扱いに関する判断

教育委員会の取組

- 1 研修の実施（教員の資質・能力の向上）
- 2 不登校に関する「連絡協議会」の実施
- 3 「登校支援アドバイザー」「メンタルフレンド」の派遣
- 4 つばさ教室における支援
- 5 「不登校特例校」の設置に向けた準備
- 6 学習支援の充実（関係機関との連携やICT等の活用）
- 7 「登校支援コーディネーター軽減講師」の配置
- 8 「学校外の民間施設」との連絡会の実施
- 9 スクールソーシャルワーカーの活用
- 10 今後の不登校対策施策について検討する会議体の設置